

## 監督処分情報

### 1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社楠田建設
主たる営業所の所在地	兵庫県神崎郡市川町
許可番号	兵庫県知事（般・特－3）第450546号
許可を受けている建設業の種類	土、建、と、石、管、鋼、舗、しゅ、塗、防、解

### 2 処分に関する事項

処分年月日	令和6年9月4日
根拠法令	建設業法第28条第1項（同条同項第3号該当）
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項本文の規定に基づく指示処分</p>
処分の原因となった事実	<p>株式会社楠田建設及びその役員1名は、令和5年4月17日に同社敷地内で発生した事故に関し、労働安全衛生法第20条及び労働安全衛生規則第101条第1項の違反により、姫路簡易裁判所において罰金30万円の判決を受け、令和6年7月5日に刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。</p>